

国立研究開発法人国立環境研究所年俸制給与に関する規程

平成 27 年 12 月 28 日 平 27 規程第 3 号

平成 28 年 3 月 31 日 一部改正

令和 3 年 3 月 24 日 一部改正

令和 4 年 2 月 7 日 一部改正

令和 5 年 1 月 30 日 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所契約職員給与規程（平成 18 年 4 月 1 日 平 18 規程第 11 号。以下「契約職員給与規程」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、年俸制給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、原則として年俸制給与の適用を受ける者（以下「年俸制契約職員」という。）とする。

- 一 国立研究開発法人国立環境研究所契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する契約職員
- 二 契約職員就業規則第 4 条第 1 項第 3 号に規定する契約職員

(給与の体系)

第 3 条 年俸制給与は、基本給、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、帰還困難区域等立入手当、寒冷地手当及び休業手当とする。

2 基本給は、年額とする。

(給与の支給日)

第 4 条 年俸制契約職員の給与の支給定日は、毎月 16 日とし、その前月の月額を支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌々日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日にあたる場合は支給定日の翌々日）に支給する。

(給与の減額)

第 5 条 年俸制契約職員が勤務しないときは、休日（契約職員就業規則第 20 条の規定により振り替えられた日を含む。）である場合、有給の休暇による場合、契約職員就業規則第

29 条、第 31 条、第 34 条から第 36 条の規定により請求があった場合、契約職員就業規則第 55 条に規定する就業の禁止による場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務 1 日当たりの給与額)

第 6 条 年俸制契約職員の勤務 1 日当たりの給与額は、年額を当該年度に勤務すべき日数で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

(勤務 1 時間当たりの給与額)

第 7 条 年俸制契約職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、前条第 1 項の規定より計算された額を 1 日の所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項により算定した金額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときにはこれを 1 円に切り上げる。

第 2 章 給与

第 1 節 基本給

(基本給)

第 8 条 第 2 条第 1 項第 1 号に係る基本給表は、別表 1 のとおりとする。

2 第 2 条第 1 項第 2 号に係る基本給表は、別表 2 のとおりとする。

(基本給の決定等)

第 9 条 年俸制契約職員を新たに採用する場合の基本給は、別表 1 及び 2 に定めるものを基礎とし、年俸制契約職員の学歴、経験、職務、成果、能力、業績、責任の度合いを考慮して理事長が決定する。

2 年俸制契約職員の次年度における基本給は、当該年俸制契約職員が前年度中に上げた成果、業績、次年度における職務及び責任の度合いを考慮して、前年度末までに理事長が決定する。

この場合の成果及び業績の評価の方法は、理事長が別に定める。

3 前条に規定する基本給は、雇用予定期間が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までのものとする。

(基本給月額)

第 10 条 基本給月額は、前条で決定した基本給を 12 で除した額とする。

(年度途中の採用の場合の基本給)

第 11 条 年俸制契約職員が年度途中における月の初日に採用された場合の基本給月額、前条の規定による基本給月額とし、年俸制契約職員が採用された月に応じた次表に定める割合を基本給月額に乗じて得た額を、年俸制契約職員の基本給とする。

採用月日	割合
5月1日	11
6月1日	10
7月1日	9
8月1日	8
9月1日	7
10月1日	6
11月1日	5
12月1日	4
1月1日	3
2月1日	2
3月1日	1

2 年俸制契約職員が年度途中における月の初日以外の日採用された場合は、前条の規定による基本給月額から、第 6 条の規定により算出した勤務 1 日当たりの給与額に採用された日以後当該月において勤務を要する日乗じて得た額に、採用された日の属する月の翌月以降から雇用予定期間末月までの月数に応じた前項の規定による割合の乗じて得られる額を加えた額をその者の基本給とする。

(年度途中の離職の場合の基本給)

第 12 条 年俸制契約職員が年度中途において離職した場合の基本給は、次に掲げるとおりとする。ただし、死亡により退職するときは、その月の基本給月額の全額を支給し、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 4 条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額の合計額を、その者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

一 月の末日に離職する場合は、その月の翌月以降から雇用予定期間末月までの第 4 条に規定する支給日に支給する予定であった基本支給額の合計額をその者が既に決定されている基本給により減じた額。

二 月の末日以外に離職する場合は、第 6 条に規定する勤務 1 日当たりの額に離職の日後の当該月において勤務しない日数(契約職員就業規則第 18 条規定する休日は除く。)

を乗じて得た額と、発令された日の属する月の翌日以降から雇用予定期間末月までの第4条に規定する支給日に支給する予定であった基本給月額合計額をその者が既に決定されている基本給より減じた額をその者の基本給とする。

第2節 諸手当

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、国立研究開発法人国立環境研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第32条第1項各号に規定する職員の支給要件に該当する年俸制契約職員に支給する。

2 年俸制契約職員の通勤手当の額は、職員給与規程第32条から第43条までの規定を適用して、支給する。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(単身赴任手当)

第14条 単身赴任手当は、職員給与規程第44条に規定する職員の支給要件に該当する年俸制契約職員に支給する。ただし、特に理事長が必要と認める場合を除き、福島地域協働研究拠点を初任地として直接採用された場合は、この限りでない。

2 年俸制契約職員の単身赴任手当の額は、職員給与規程第45条から第49条までの規定を適用して、支給する。

(超過勤務手当)

第15条 超過勤務手当は、契約職員給与規程第9条に基づき支給する。ただし、契約職員給与規程第9条第2項における「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」は、「年俸制給与に関する規程第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額」に読み替えるものとする。

(帰還困難区域等立入手当)

第16条 帰還困難区域等立入手当を、年俸制契約職員が次に掲げる作業に従事した場合に支給する。

- 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
- 二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げるものを除く）
- 三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（前二号に掲げるものを除く）
- 四 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退

きを行うこととされた区域において行う作業（前各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

- 2 帰還困難区域等立入手当の額は、理事長が別に定める。

（寒冷地手当）

第 17 条 寒冷地手当は、職員給与規程第 50 条の 2 に規定する職員の支給要件に該当する年俸制契約職員に支給する。

- 2 年俸制契約職員の寒冷地手当の額は、職員給与規程第 50 条の 3 の規定を適用して、支給する。

（休業手当）

第 18 条 休業手当は、研究所の業務運営上やむを得ず休業とする場合に、休業となる年俸制契約職員に支給する。

- 2 前項の年俸制契約職員の休業手当の額は、当該年俸制契約職員の日給の額に休業となる日数を乗じて得た額とする。
- 3 第 1 項の年俸制契約職員のうち、1 日の一部分について休業となる場合には、その日給の全額を支給する。

（その他）

第 19 条 年俸制契約職員の給与に関する事項については、この規程に定めるものの他は、契約職員給与規程を適用又は準用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

改正附則（平成 28 年 3 月 31 日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 3 年 3 月 24 日）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 4 年 2 月 7 日）

第 1 条 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

改正附則（令和 5 年 1 月 30 日）

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

区分	基本給（年額）	
契約職員就業規則第 4 条第 1 項 第 1 号に規定する契約職員 （特任フェロー）	1	8,400,000 円
	2	9,000,000 円
	3	9,600,000 円
	4	10,200,000 円
	5	10,800,000 円
	6	11,400,000 円
	7	12,000,000 円
	8	12,600,000 円
	9	13,200,000 円
	10	13,800,000 円
	11	14,400,000 円

別表 2

区分	基本給（年額）	
契約職員就業規則第4条第1項 第3号に規定する契約職員 (特別研究員)	1	4,776,000 円
	2	4,956,000 円
	3	5,100,000 円
	4	5,244,000 円
	5	5,328,000 円
	6	5,376,000 円
	7	5,460,000 円
	8	5,544,000 円
	9	5,604,000 円
	10	5,736,000 円
	11	5,820,000 円
	12	5,892,000 円
	13	5,964,000 円
	14	6,048,000 円
	15	6,132,000 円
	16	6,192,000 円
	17	6,348,000 円
	18	6,408,000 円
	19	6,516,000 円
	20	6,612,000 円
	21	6,696,000 円
	22	6,804,000 円
	23	6,876,000 円
	24	6,948,000 円
	25	7,008,000 円
	26	7,092,000 円
	27	7,164,000 円
	28	7,296,000 円
	29	7,776,000 円
	30	8,220,000 円